

事業所等新しい働き方導入促進補助金申請に関するチェックシート

※ 対象は、従業員が自宅やコワーキングスペース等においても仕事ができるよう、テレワーク等の導入に取組む佐野市内の事業者。テレワークに必要な情報通信機器やソフト等の導入費、テレワークを行う施設等の借上費が補助対象となります。下記の確認事項をチェックし、申請時に関係書類と一緒にこのシートを提出してください。


事業者名	□個人 □法人	
住所	事業内容：	

チェック

I 準備する書類（必要書類）について

① 事業所等新しい働き方導入促進補助金交付申請書 ※ 申請は「事業所単位」で、申請者は事業者名義。関係書類は揃っているか。また、補助対象経費は税抜き・申請額は千円単位となっているか。	
② 事業計画書 ※ 必要事項は全て記入しているか。新しい働き方の導入方法や内容はわかりやすく記載しているか。	
③ 補助事業の実施に係る費用・物件等の概要がわかる書類の写し ※ 新たな設備の導入に係る見積書は全て揃っているか。 ※ テレワークを行う施設等を賃貸借していることが分かる書類（賃貸借契約書・定期利用契約など）の写しや、利用する施設等の概要がわかる書類があるか。	
④ 誓約書兼同意書 ※ 申請に際して、列記されている全ての事項を満たしていることについて誓約・同意し、記名・押印しているか。	
⑤ 事業所所在地がわかる書類の写し（佐野市内に事業所があることを証明できるもの） ※ 事業所の所在が記された登記事項証明書等の写し（直近3ヶ月以内に発行されたもの）、開業届や事業所所在証明等の写し、営業許可等の写しなどがあるか。	

II 補助対象「事業者」の要件について

① 佐野市内で事業を営んでいる。（個人の場合） ※ 市外在住の個人の場合は、通常の添付書類のほか、市内に事業所を有することがわかる書類（申告書の写し、営業許可の写しなど）の提出が必要。	
② 佐野市内に事業所等を有している。（法人の場合） ※ 市内・市外を問わず、事業所の所在がわかる直近3ヶ月以内に発行された登記事項証明書等の写し（店舗等は営業許可等の写し）の提出が必要。	
③ 佐野市内の事業所等において新しい働き方に対応するための設備等の導入に取組んでいる。  ア 設備導入枠（主な内容： ） ○を付けてください。 イ 活用促進枠（主な内容： ） ※ 市内の事業所を含む社内全体の取組みも補助します。ただし、社内全体での取組みのうち市内の事業所に勤務する従業員向けの部分が対象となります。	
④ 全ての市税に滞納がない。	

III 補助対象「事業所」の要件について

① 佐野市内に立地している事業の用に供する事務所、店舗、工場等の建築物である。	
② 5人以上の従業員を雇用(パートを含む)している事業所である。	
③ 緊急事態宣言(第1波:令和2年4月16日)以降に、上記①②の事業所においてテレワーク等に取り組んでいる。	
④ 今後も引き続き佐野市内で事業活動を営む予定である。	
⑤ 事業所等の情報を市のホームページその他の方法により公開できる。	

IV その他

① 本補助金の申請をするのは今回が初めてである。（※補助金の申請ができるのは、1事業所につき1回限りです。）	
② 申請金額等に誤りはない。 ※ ※補助金の申請額は1,000円未満切捨。設備導入枠30万円・活用促進枠5万円が上限です。また、補助対象経費は消費税抜きの額です。	
③ 市税の納付状況についての調査への同意欄に記入・押印漏れがない。	

上記の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者名

Ⓜ

【市役所記入欄】

受付日	R . .
受付者	